

平成27年6月定例会会議録

平成27年豊郷町議会6月定例会は、平成27年6月19日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	高 橋 彰
2 番	前 田 広 幸
3 番	西 山 勝
4 番	北 川 和 利
5 番	西 澤 博 一
6 番	鈴 木 勉 市
7 番	西 澤 清 正
8 番	西 村 雄 三
9 番	佐々木 康 雄
10 番	河 合 勇
11 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
教 育 長	横 井 保 夫
総 務 企 画 課 長	村 田 忠 彦
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	上 田 文 夫
会 計 管 理 者	森 明 美
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	夏 原 一 郎
地域整備課長(上下水道担当)	藤 野 弥

産業振興課長	土田祐司
教育次長	岩崎郁子
社会教育課長	浅居浩

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長	角田清武
書記	寺田理恵

5、提案された議案は次のとおり

- 議第33号 専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例等の一部を改正する条例）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第34号 専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第35号 専決処分につき承認を求めることについて（平成26年度豊郷町一般会計補正予算（第7号））
《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第36号 専決処分につき承認を求めることについて（平成26年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第37号 専決処分につき承認を求めることについて（平成26年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第38号 専決処分につき承認を求めることについて（平成26年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第5号））
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第39号 専決処分につき承認を求めることについて（平成26年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第41号 豊郷町税条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第42号 豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》

- 議第 4 3 号 豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
 ≪文教民生常任委員会委員長報告≫
- 議第 4 4 号 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案
 ≪文教民生常任委員会委員長報告≫
- 議第 4 5 号 豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案
 ≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫
- 議第 4 6 号 豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
 ≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫
- 議第 4 7 号 平成 2 7 年度豊郷町一般会計補正予算（第 1 号）
 ≪予算決算常任委員会委員長報告≫
- 議第 4 8 号 平成 2 7 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
 ≪文教民生常任委員会委員長報告≫
- 請願第 1 号 年金の「マクロ経済スライド」発動中止の意見書採択を求める請願
 ≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫
- 請願第 2 号 <国会に提出された「国際平和支援法案」及び「平和安全法制整備法案」は徹底審議の上、廃案にすることを求める意見書を国に提出してほしい旨の請願>
- 意見書第 1 号 「安全保障法制」に関わる意見書（案）
- 意見書第 2 号 「安全保障法制」に関する意見書（案）
- 委員会の閉会中の継続調査申し出について
 （議会運営委員会）（総務産業建設常任委員会）
 （文教民生常任委員会）（予算決算常任委員会）
 （議会広報常任委員会）

佐々木議長 これより、6月定例会を再開いたします。

(午前9時00分)

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、西澤清正君、8番、西村雄三君を指名いたします。

日程第2、議第33号及び日程第3、議第34号を一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤清正総務

産業建設常任委員長 議長。

佐々木議長 西澤清正総務産業建設常任委員長。

西澤清正総務

産業建設常任委員長 皆さん、おはようございます。それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。議第33号と34号。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第33号専決処分につき承認を求めることについて、議第34号専決処分につき承認を求めることについてを、去る6月10日に委員5名出席のもと、町長、副町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

まず、議第33号の審議では、附則第11条で、3年度ごとの区切りになっている理由について、軽自動車税の特例について安くなるのはなぜか、今回の改正は軽自動車の税率が上がるという改正なのかなどが質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で承認することと決しました。

次に、議第34号の審議では、後期高齢者支援金、介護給付金課税額の上限が引き上げられるが、対象者は何人か、実質は保険税が上がるのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で、承認することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

佐々木議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑ありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第33号の討論に入ります。

討論はありませんか。

鈴木議員 議長、反対討論。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 議第33号専決処分につき承認を求めることについて。豊郷町税条例等の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

軽自動車税が引き上げられるときにも反対討論をいたしましたが、いずれにしても、いまや国民の生活にとって欠かせないものになっている日本独自の軽自動車税が引き上げられれば、さらに国民の生活を圧迫するのは必至であり、それに伴う今回の改正にも反対といたします。

佐々木議長 ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第33号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は承認であります。

議第33号専決処分につき承認を求めることについては、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、議第33号は承認することに決定いたしました。

議第34号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第34号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は承認であります。

議第34号専決処分につき承認を求めることについては、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第34号は承認することに決定いたしました。

日程第4、議第35号から日程第8、議第39号までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西山予算決算常任委員会委員長。

西山予算決算

常任委員長 議長。

佐々木議長 西山君。

西山予算決算

常任委員長 予算決算常任委員会の報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第35号平成26年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについて、去る6月12日に委員11名出席のもと、町長、副町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、税務課関係の質疑では、歳入において、たばこ税の減額の理由について、歳出では賦課徴収費の減額の理由と、なぜ早い段階で減額しなかったのかについて質疑されました。

総務企画課においては、歳入において、利子割交付金の減額理由、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金の増額理由、地域の元気基金繰入金減額の算定根拠について、歳出では、臨時職員の共済費、賃金の減額理由、防犯灯設置事業費補助金の減額理由と専決処分で減額した理由について、地域づくり推進事業費の減額理由、選挙費委託料が減額されているが、ポスター掲示場が減ったのかなどについて質疑されました。

医療保険課では、介護保険の不足がわかった時期はいつなのかについて質疑されました。

地域整備課では、屋外広告許可手数料はどういった広告が対象となるのかなど質疑されました。

人権政策課では、不動産売払収入で、売却された場所と単価について、今後の売却の取り組みなどについて質疑されました。

教育委員会では、歳入において、中学校給食費について配膳員は何名で何時間勤務か。歳出では、スポーツ公園施設費は入札残なのかについて質疑されました。

質疑終了後、賛成討論があり、採決の結果、全員賛成で承認することに決しました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

佐々木議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

続いて、西澤総務産業建設常任委員会委員長。委員長報告をお願いします。

西澤清正総務

産業建設常任委員長

議長。

佐々木議長

西澤君。

西澤清正総務

産業建設常任委員長

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。議第37号と38号。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第37号専決処分につき承認を求めることについて、議第38号専決処分につき承認を求めることについてを、去る6月10日に委員5名出席のもと、町長、副町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第37号の審議では、歳入においては、新規加入者負担金の増額理由、今年度の見込みはどうか、衛生費国庫補助金の減額理由について。歳出においては、一般管理費の年度末の積立金の額は幾らか、公課費の減額理由についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

議第38号の審議では、弁護士費用の減額の理由、流域下水道費の減額理由、未加入者への啓発についてなどの質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

佐々木議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

続いて、今村文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長

議長。

佐々木議長

今村君。

今村文教民生

常任委員長

文教民生常任委員会報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第36号専決処分につき承認を求めることについて、議第39号専決処分につき承認を求めることについて、去る6月11日に委員6名出席のもと、町長、副町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

まず、議第36号の審議では、歳出で一般被保険者療養給付費について、伸

び率が異常に高いが要因は何か、高額医療費の傾向について、特定健診の委託料減額補正について、高齢者は増えているのに減額となるのはなぜか、健診受診者が少ない原因は何か、未受診者の追跡調査は行っているのか、受診の項目が減っているのはなぜか、受診者にアンケート調査を行ってはどうか、保健事業費の実績が当初予算と比較して減っている理由などについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で承認することと決しました。

次に、議第39号の審議では、歳入では、調整交付金の減額理由について、給付費地域支援事業財源補てん緊急措置繰入金について、繰り入れを行った経過、一般会計からの繰り入れ分は償還対象にならないのではないか、修正議決され下げられた介護保険料は誰が負担することになるのかなどの質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で承認することと決しました。

以上、文教民生常任委員会報告といたします。

佐々木議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について、質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第35号の討論に入ります。

討論はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 討論の申し出がございません。

これより討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

議 員 なし。

佐々木議長 次に、賛成討論の発言を許します。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 議第35号、平成26年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について。この専決処分のあり方としては、法の趣旨に沿って、私は町執行部には反省していただきたいというのは申し上げておきたいと思えます。

それで、今回の一般会計の専決、補正なんですけれども、これには一般会計

の一般財源を介護保険特別会計への繰り出しをしている、この補正が行われております。この介護保険への事業の不足分については、地方自治法でも一般会計から特別会計への事業の不足分を繰り出すことは可能ということになっております。また、介護保険法同施行令においても、こういったことは可能だと合法的な措置として今回行われています。このことは、豊郷町がやはり特別会計に対しても一般会計の余剰財源、一般財源を利用して、住民の医療、福祉、また介護の充実を図ることができるということがこの補正でも明らかになっているということで、その補正に対しては今後もこういった必要な場合は措置をしていくべきだということを提言させていただいて、今回の措置については、住民の福祉向上のためにはよい措置だったということで賛成といたします。

佐々木議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第35号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は承認であります。

議第35号専決処分につき承認を求めることについては、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第35号は承認することに決定いたしました。

これより、議第36号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第36号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は承認です。

議第36号専決処分につき承認を求めることについては、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

議員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第36号は承認することに決定しました。

これより、議第37号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第37号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は承認であります。

議第37号専決処分につき承認を求めることについては、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第37号は承認することに決定しました。

これより、議第38号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第38号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は承認であります。

議第38号専決処分につき承認を求めることについては、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第38号は承認することに決定しました。

これより、議第39号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第39号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は承認であります。

議第39号専決処分につき承認を求めることについては、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第39号は承認することに決定しました。

日程第9、議第41号から日程第14、議第46号までを一括議題といたします。

これについて付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務

産業建設常任委員長 議長。

佐々木議長 西澤君。

西澤清正総務

産業建設常任委員長

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。議第41号、議第42号、議第45号、議第46号でございます。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第41号豊郷町税条例の一部を改正する条例案、議第42号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、議第45号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案、議第46号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、去る6月10日に委員5名出席のもと、町長、副町長、担当課長、課長補佐の出席を求め慎重に審議を行いました。

議第41号の審議では、マイナンバー制度の準備のための改正かなどが質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

次に、議第42号の審議では、質疑はなく、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議第45号の審議では、改正案で全体として増えた3名の内訳について、定められた定数は何名かなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

次に、議第46号の審議では、改正の概略について、マイナンバー制度に関連して番号の管理はどこが行うのかなどが質疑がされました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

佐々木議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、今村文教民生常任委員会委員長の報告をお願いします。

今村文教民生

常任委員長

議長。

佐々木議長

今村君。

今村文教民生

常任委員長

それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第43号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議第44号豊郷町介護保険

条例の一部を改正する条例案について、去る6月11日に委員6名出席のもと、町長、副町長、担当課長、課長補佐の出席を求め慎重に審議を行いました。

議第43号の審議では、国民健康保険法第72条の4が5に改正される理由、低所得者の法定軽減世帯の保険料にも反映されるのかなどについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

次に、議第44号の審議では、公費助成分の町負担割合の4分の1は負担金の割合12.5%に含まれるのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

佐々木議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第41号の討論に入ります。

討論はありませんか。

鈴木議員 議長。反対討論、41、42、46号。

佐々木議長 それでは、討論の申し出があります。

これより討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

鈴木議員 はい。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 議第41号豊郷町税条例の一部を改正する条例案、議第42号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、ならびに議第46号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

この3つの条例案は、いずれもマイナンバー制度の導入に備えるものであり、共通しておりますので、一括して反対討論を行います。

政府は、税金、保険料の負担や社会保険給付の記録を一元管理するために、2013年共通番号法案、いわゆるマイナンバー法案を強行可決しました。そもそもマイナンバーは、国民がその利点や不利益を知った上で、国民みずから選ぶ制度ではなく、一方的に番号がつけられ、本人の知らないところで個

人情報が盗まれ悪用される危険性がある制度であります。この法が実施されま
すと、全ての国民に識別番号、マイナンバーがつけられ、税、医療、年金、福
祉、介護、労働保険など全ての個人情報データベース化され、行政に管理さ
れることとなります。全ての国民に番号をつけ、個人情報をコンピューターに
入力して、行政が利用すること自体、重要な問題があると考えます。

加えて、政府は今国会に共通番号法案の改正案を提出いたしておりますが、
それによると、マイナンバーを金融機関の預金口座にも適用するとともに、個
人情報を企業が活用しやすくする個人情報保護条例改正案を提案され、この法
案は衆議院を通過しておりますが、5月28日に発覚した約125万件にも及
ぶ年金情報流出の影響により、参議院での法案成立は困難な情勢となっていま
す。マイナンバー制度の町民への認知度は、まだまだ低い現状において、マイ
ナンバー制度の実施に備えた条例改正案には反対いたします。

佐々木議長 次に、賛成討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第41号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であ
ります。

議第41号豊郷町税条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり
決することに賛成の方は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、議第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第42号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決
であります。

議第42号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、委員長の
報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、議第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第43号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であ
ります。

議第43号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、委員長の報
告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第44号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決
であります。

議第44号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告の
とおり決することに賛成の方は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第45号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決
であります。

議第45号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告の
とおり決することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第46号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決
であります。

議第46号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案は、委員長の報
告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、議第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、議第47号から日程第16、議第48号までを一括議題といた
します。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西山予算決算常任委員会委員長。

西山予算決算

常任委員長 議長。

佐々木議長 西山君。

西山予算決算

常任委員長 予算決算常任委員会報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第47号

平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）について、去る6月12日に委員11名出席のもと、町長、副町長、担当課長、課長補佐の出席を求め慎重に審議を行いました。

審議では、総務企画課においては歳入において、学校教育施設整備基金繰入金
の残金は幾らか、歳出では、企画費の消耗品は何か、地域づくり推進事業費
の概要について質疑されました。

保健福祉課では、臨時福祉給付金の今年度事業の予定について質疑されまし
た。

産業振興課においては、歳入においては、経営開始型青年就農給付金事業補
助金の予算は26年度補正で振りかえたが、人数は変わらないのか、歳出では、
農地費の円の腰池、竹の尻池の場所はどこなのか質疑されました。

人権政策課では、三ツ池老人憩いの家管理費の修繕内容について質疑されま
した。

教育委員会では、小学校費の需用費と備品購入費の概要について、学校整備
費の財源の振りかえについてなどが質疑されました。

議会事務局では、備品購入費の概要について質疑されました。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しまし
た。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

佐々木議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、今村文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。

今村文教民生

常任委員長

議長。

佐々木議長

今村君。

今村文教民生

常任委員長

それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第48号
平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、去る6
月11日に委員6名出席のもと、町長、副町長、担当課長、課長補佐の出席を
求め慎重に審議を行いました。

審議では、歳入では、第1号被保険者保険料の普通徴収分と特別徴収分の人
数は何人か、介護保険事業費補助金の内容について、その他一般会計繰入金
の事務費繰入金の減額の理由は、低所得者への保険料の軽減は一般会計から考
えていないのか、財政安定化基金貸付金は1人当たり幾らの保険料になるのかな

ど。歳出では、本年度の居宅介護サービス給付費には訪問・ホームヘルパーのサービスは入っているのかについて質疑されました。

質疑終了後、反対討論、賛成討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

以上です。

佐々木議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第47号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第47号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第47号平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

議 員 （起立、全員）

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第48号の討論に入ります。

討論はありませんか。

今村議員 はい。反対討論。

佐々木議長 討論の申し出があります。

これより討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

今村議員 はい。11番。

佐々木議長 今村君。

今村議員 それでは、議第48号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する反対討論を行います。反対討論として、3点指摘をさせていただきます。

まず1点目は、今回この補正では、歳入のところで財政安定化基金貸付金1,464万8,000円、この貸付金を予算化させましたけれども、これは

一般財源からの充当をするべきだということで、法的な問題で1点申し上げたいと思います。先ほども申し上げましたが、地方自治法第218条の4、これは「地方自治体の長は特別会計の業務量増加により、必要な経費の不足が生じた場合、一般会計、一般財源から不足分の経費を充てることができる」と。また、改正介護保険法で、その第142条、「市町村は条例で定める特別な理由がある者に対し、保険料減免、徴収猶予をすることができる」。また、介護保険法施行令、保険料率の算定に関する基準、これの第38条の3項2に、「その他介護保険事業に要する費用のための収入の合算額」ということで、これは一般会計から特別会計の介護保険会計に対する繰り出しができるという条項が書かれています。ですから、今回のこれは安定化基金ではなく、貸し付けではなく、一般会計、一般財源からの繰り出しをすべきであるということを一応申し上げます。

2点目ですが、今回、国は負担率を超えて、低所得者に対して法定軽減を実施いたしました。豊郷でも約2割の方がその対象になりますが、この中で普通徴収といわれる方、年収18万の方の保険料額は、月額で2,340円。これは、収入に対しては年金収入からすると、15.6%という非常に比率的には高いんです。また一方、うちは9段階なんですけれども、一番高い9段階の人、例えば年収1,000万あるような方の場合でも、9段階なんです。そういう人たちの月額額は8,840円。これは、その人の収入に占める割合で考えてみますと、保険料負担割合はわずか1%です。消費税どころじゃないんです、話としては。

これだけやっぱり豊郷の場合は、第1段階が約2割の高齢者がいらっしゃいます。こういった中で、今回の国がつくった法定軽減措置においても、第1段階の人たちの軽減は、前回5期に比べたら軽減にはなっていない。今の物価高、年金引き下げの中で、実質引き上げになっているんです。こういった非常に今の介護保険料というのは65歳以上の1号被保険者にとっては、非常に重たい負担としてのしかかっているという現実を考えた場合には、その負担がさらに増えるような貸付金を増やしていくこの制度は、次期の第7期に保険料に転嫁するということが求められる貸付金です。こういったことは、本来はやるべきではありません。

そして、3点目としまして、今回の措置は第6期の保険料制定、先の3月議会で町提案が否決されて、議員提案の保険料が制度化されました。本来でしたら、議会は住民代表機関として町提案じゃなく、議員提案が可決されたのであれば、その保険料にあわせて町としても運営をしていくべきです。それを貸付金という形でさらに住民負担に転嫁していく方向でやっていく。これは非常に

大きな間違いであるということ指摘したいと思います。

もう既に全国では第6期事業計画の中に、一般会計からの繰り出しをして、補てんをして保険料の高騰を抑制している自治体が全国にはあります。もう100以上のところでそういった実質軽減のための自治体支援が行われております。こういったことを考えた場合に、町としては国、県の方向ではなく、住民に対して安心して介護保険が受けられる制度へと、そのための予算をやっけていくべきであるということを含めて、また議会軽視であるということを含めて反対といたします。

以上です。

佐々木議長 できるだけ討論は簡明にお願いいたします。

それでは、次に賛成討論の発言を許します。

西澤博一議員 議長。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 それでは、議第48号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する賛成討論を行います。

介護保険制度では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができる医療、介護、介護予防の備え及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指していると思います。今回の予算については、低所得者の保険料軽減に要する費用、また財政安定化基金貸付金1,464万8,000円を補正予算に加え、介護保険対象者の利用の方々のサービス低下にならないように補正予算に取り入れていると考えております。

また、6期、7期、8期を考えた場合、介護予防事業に重点を置き、要支援、介護要の状態になる高齢者に対する事業を実施しなければならないと思っております。

以上をもって、賛成討論といたします。

佐々木議長 ほかに討論はありませんか。

北川議員 賛成討論。

佐々木議長 賛成討論の発言を許します。北川君。

北川議員 それでは、賛成討論を述べさせていただきます。

議第48号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、賛成討論を行います。

委員会に付託され、その委員会で可決されました。よって、慎重審議の結果、可決されましたので、それによって私の賛成討論とかえさせていただきます。同僚議員の賛同をよろしく申し上げます。

佐々木議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第48号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第48号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

議員 （起立、多数）

佐々木議長 起立多数であります。

よって、議第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、請願第1号を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。西澤総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務

産業建設常任委員長 議長。

佐々木議長 西澤君。

西澤清正総務

産業建設常任委員長 それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

請願第1号、年金の「マクロ経済スライド」発動中止の意見書採択を求める請願について、去る6月10日に委員5名出席のもと、慎重に審議を行いました。

審議では、法律で既に決まっているのかなどが質疑されました。

質疑終了後、賛成討論があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすることに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

佐々木議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより請願第1号の討論に入ります。

討論はありませんか。

今村議員 賛成討論。

佐々木議長 討論の申し出があります。

これより討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、次に賛成討論の発言を許します。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 それでは、年金の「マクロ経済スライド」発動中止の意見書採択を求める請願、これについて賛成討論を行います。

今年4月から年金が改定されまして、今回は物価上昇率2.7%というのにもかかわらず、年金はマクロ経済スライドを初めて発動することによって、過去の物価下落分を理由にした0.5%の年金削減分とマクロ経済スライド調整率0.9%とを合わせて、1.4%の年金引き上げ、実質引き下げが行われています。

このこととともに、政府はこのマクロ経済スライドを基礎年金部分について向こう30年間にわたって適用するという事になれば、物価が上がらなくても、年金はどんどん下がっていくということが行われ、現在、35歳の成年が年金受給者になるときは、受け取る年金水準は現在の約30%も低い水準になる。このことは、年金生活者だけでなく、全ての人の問題になってきます。こういった中で、この請願を出されている年金者組合では、憲法25条、最低生活保障、また13条の幸福追求権、また29条の財産権保証に違反しているとして、政府を相手に年金削減決定を取り消すようにと全国規模での裁判を行っております。この滋賀県でも5月29日に大津地裁に提訴をし、この年金の引き下げを取り消す、こういったことを求める訴訟が行われておりますが、この問題は国民全てにかかわる問題として、これから日本は少子高齢化、高齢者が増える中で、高齢者の皆さんの生活保障をしていく、これは憲法に定められた、最低生活保障のための年金を保証していくのが憲法の本来の趣旨です。

このことが今、豊郷町でも低年金問題が全ての問題の元凶というか、そういったことになっていきます。ですから、私はこの国の進める、年金のマクロ経済スライド、これを発動させない、それを中止させる、こういったことを地方の議会からも大きく声を上げていかななくては、我々が安心して老後を暮していけない。こういった日本では、日本の発展、また若者が希望を持って生きていくことはできないということを申し上げまして、ぜひこの請願は当議会においても採択をされるために、皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

佐々木議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、請願第1号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第1号年金の「マクロ経済スライド」発動中止の意見書採択を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

議員 (起立、少数)

佐々木議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は否決されました。

日程第18、請願第2号、国会に提出された「国際平和支援法案」及び「平和安全法制整備法案」は徹底審議の上、廃案にすることを求める意見書を国に提出してほしい旨の請願から、日程第20、意見書第2号「安全保障法制」に関する意見書(案)までを一括議題といたします。

請願第2号の紹介議員の説明を求めます。

今村恵美子君。

今村議員 はい、11番。

佐々木議長 今村君。

今村議員 請願者、豊郷9条の会、代表、内藤善信さんということで、国会に提出された「国際平和支援法案」及び「平和安全法制整備法案」は徹底審議の上、廃案にすることを求める意見書を国に提出してほしい旨の請願について、この説明を朗読して、提案とさせていただきます。

5月15日、安倍自民・公明政権は、国際平和支援法案及び平和安全法制整備法案の国会提出を強行しました。これらの法案は、4月に日米両政府が合意した新ガイドラインを忠実に実行する法案となっており、いつでもどこでも米軍主導のあらゆる戦争に自衛隊を参戦させ、日本が直接攻撃されなくても、平時から切れ目なく米軍を支援し、日本を戦争する国にする、まさに戦争法案であります。

70年前の太平洋戦争の痛苦の教訓から、もう二度と戦争はしないと誓ってできた日本国憲法は、前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍がないようにすることを決意し」とうたい、9条は1項で戦争放棄を明確にし、2項ではその実現のために陸海空軍その他の全ての戦力の保持を禁止し、国の交戦権を否認しています。

提出された国際平和支援法案及び平和安全法制整備法案は、この憲法9条に反することは明らかです。憲法の尊重、擁護義務が課せられた内閣は、憲法を遵守し、憲法にしたがって行政を執行する責任を有するものであり、憲法の解

積変更は立憲主義そのものを否定する歴史的な暴挙と言わなければなりません。歴代の自民党政権でさえ憲法上できないとしてきたことを180度転換し、しかも国民や国会に諮る前に米国政府に8月までに成立させることを誓約するなど、国民主権、議会制民主主義を踏みにじってのアメリカ言いなりの姿勢も容認できるものではありません。

各紙の世論調査の結果が発表されていますが、この法案の本国会での成立について、反対が54%、また55%になり、賛成の20%台、30%台を大きく上回っており、その声は日増しに大きく広がっています。さらに、本町は恒久平和を宣言する町でもあります。なお、安倍首相が8月までに成立させると明言していることから、この6月議会において採決されますよう心からお願いいたします。

以上の趣旨の請願で、請願項目は、標題の法案は徹底審議の上、廃案にすることを求める意見書を国会に提出いただきたく請願いたしますということで、豊郷9条の会からの請願ですけれども、今、国会審議中ですが、この間の世論調査、読売の8日付では、戦争法案の本国会成立に反対が59%に上り、先月比よりも11ポイントも急上昇、自治通信の12日でも、廃案12%、慎重審議68%で、今、国会成立に否定的な声が8割を超えている。また、国会周辺は毎日座り込み行動で、昨日も2,000人ほど国会を包囲している中で、著名人、寂聴さんも来て、この法案を廃案へと、その声を共同に上げていきましょうといった形で各界いろいろな著名人、憲法学者いろいろな方々から、今この声がどんどん日増しに大きくなっている状況です。ぜひ本議会においても、この9条の会の請願を採択していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

佐々木議長 意見書第1号の提出者の説明を求めます。

西澤博一君。

西澤博一議員 議長。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 意見書第1号「安全保障法制」に関わる意見書（案）。

わが国の防衛は、主として自衛隊と日米安保条約に基づく米軍との2つの実力組織によって確保されている。

現在、国会で議論されている国際平和支援法案と平和安全整備法案は議論が進むにつれ、さまざまな問題点が浮き彫りになっている。日本は、戦後70年、憲法9条によって平和で安全な国として今日にあります。また、経済大国としていろいろな面で国際貢献を果たしてきた国であることは、多くの国々から評価を得ていると思われる。

しかし、今政府が進めている安全保障法制の新3要件は、国民の平和、財産、幸福追求権を満たしているのかを考えなければならない。豊郷町は恒久平和宣言の町であり、国民の理解を得られるまで慎重な議論を行うべきである。

よって、次の事項を強く要請します。

①平和安全法制関連法案は、国民の理解を得られるように慎重に議論を尽くすべきである。

②決して強行採決は避けるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

佐々木議長 続いて、意見書第2号の提出者の説明を求めます。

今村恵美子君。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 それでは、意見書第2号「安全保障法制」に関する意見書（案）について、提案説明いたします。

今、国会で審議されている国際平和支援法案と平和安全法制整備法案（以下、「法案」）は論議が進むにつれ、その問題点が浮き彫りになっています。それは、この法案が平和憲法のもとのわが国の基本政策を大きく転換し、戦争を放棄した平和国家のあり方を根本から変え、自衛隊の基本的な性格を専守防衛から、日本が攻撃を受けていなくても武力で相手国を攻撃できる組織に転換しようとしているものであるからです。

国会の論議の中で、3つの大きな問題が明らかになっています。1つは、イラクなどの戦闘地域への自衛隊の派兵で死者が出る危険性が高まること。2つ目は、危険な治安維持に道を開き、民間人を殺傷するおそれが生じること。3つ目には、自衛隊の武力行使を可能にすることで、同盟国の起こす先制攻撃による戦争にも加担するおそれが高まることです。

さらに、武力行使の新3要件を定め、武力行使は限定的かのように装っていますが、新3要件を満たすかどうかの判断は、時の政府の判断に委ねられ、歯どめにはならず、武力行使の範囲は無限定とならざるを得ません。

戦後70年、これまで戦争だけはしないと誓ってきた平和国家日本に大穴をあけて、歴代内閣が現憲法下では認められないとしてきた集団的自衛権の行使を一内閣の憲法解釈の変更により、これらの法案制定を進めることはとても容認できません。とりわけ、先日開かれた衆議院の憲法審査会で与党が推薦した参考人も含め3人全員の憲法学者が法案は憲法に違反すると明言した事実を重

く受けとめるべきです。

戦争は最大の人権侵害です。豊郷町は、世界の恒久平和は人類共通の願いであるとす恒久平和宣言の町で、法案はその精神を踏みにじるものであり、許すことはできません。

よって、次の事項を強く要請するものです。

1、国民の多くが政府の説明を不十分と感じており、法案の審議は徹底審議を行い、決して強行採決などは行わないこと。

この意見書の趣旨はこういうことですが、今、戦争法案審議中の衆議院安保法制特別委員会の総審議時間は18日時点で43時間43分。与党側が当初想定していた24日の本国会会期末までに80時間を確保しての採決、衆議院通過というシナリオは大幅に今、狂い始めています。また、15日までの審議で、閣僚の答弁などが原因による審議中断は計49回にも上り、1日の審議で17回止まった日もあります。約50分に1回、審議が中断している計算です。

また、特別委員会で野党が政府に要求している統一見解や関連資料は合計30件に上りますが、政府は18日時点でわずか7件しか提出に応じていません。これ自体法案審議の行き詰まりを示すものであり、徹底審議も行われていない、こういった問題が明らかになってきています。こういった中で、この意見書、徹底審議が不十分な場合、国民の多くが政府の説明を不十分と感じており、徹底審議を行い、そして決して数の力で強行採決をしないということは非常に今の時点で大変重要な問題だと思っています。そのことで、ぜひこの意見書に皆さんの賛同を求めて、採択をお願いしたいと思います。

以上です。

佐々木議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 意見書第1号を提出されました、提出者の西澤博一議員にお尋ねをいたします。

出されました意見書では、議論が進むにつれさまざまな問題点が浮き彫りとなっているとされています。ここで言われているさまざまな問題点は具体的にどういう問題点が今、明らかになっているのかというのを現段階でご説明をお願いできればと思います。

この際ですが、私はこの問題は、この法案が憲法に違反しているのかどうか

が基礎だと思うんですが、昨日は日本弁護士連合会が全会一致で今回の法制法案は憲法違反だという見解を示されていますが、そのことについてもどうお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

2点目は、新3要件についてお尋ねをいたします。新3要件は、国民の平和、財産、幸福追求権を満たしているのか考えなければならないとされています。この文面をそのまま読ませていただきますと、「政府が提出した新3要件は、これらを満たしていない」とお考えだと読めるのですが、その点のお考えをお聞きいたします。

西澤博一議員 議長。

佐々木議長 西澤博一君。

西澤博一議員 鈴木議員の質疑にお答えさせていただきます。

今、さまざまな問題点が浮き彫りになっているということをご指摘がありました。まず1点目、それなんですけども、このさまざまな問題点というのは、まず国は一括で自衛隊法から国家安全保障会議設置法に一括提案をさせていただいているところであると、テレビ報道で聞いております。しかし、国会の中で議論されている中で、与党、野党、いろんな方々が審議されているけれども、その質疑等がまちまちでないかなということを感じたから、さまざまな問題点とさせていただきます。

憲法9条につきましては、第2章の戦争の放棄、1項、2項が書いてあります。これは、日本の今まで戦後70年、日本が平和なことを、9条だけではありません、いろんなものがあると思います。しかし、この9条が世界にとっても一番大事な日本国憲法の9条でなかったかなと私は思って、第9条を書いたところがございます。

また、新3要件の件でございますけれども、新3要件につきましては、中に1、2、3とあります。わが国に対する武力攻撃とか、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るためとか、あと最小限の実力行使を行うということは、今のこの安全保障の中の1から10、プラス1で11というのがあるんですけども、その中に、そのことが新3要件の中に果たしてマッチしているかということは今考えと書いておりますけれども、その点についても議論を深めていかなければならないということで平和、財産、幸福追求権を満たしているということには、もうひとつ議論が足りないのかなと私自身は思って答弁をさせていただきます。

佐々木議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第92条の規定により、請願第2号<国会に提出された「国際平和支援法案」及び「平和安全法制整備法案」は徹底審議の上、廃案にすることを求める意見書を国に提出してほしい旨の請願>を、会議規則第39条の規定により、意見書第1号「安全保障法制」に関わる意見書（案）及び意見書第2号「安全保障法制」に関する意見書（案）をそれぞれ総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、請願第2号、意見書第1号、意見書第2号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

暫時休憩といたします。

総務産業建設常任委員会を開催しますので、委員の皆様は、議員控室にお集まりください。また、今村議員と西澤博一議員は説明員として委員会の方へご出席をお願ひいたします。

できるだけ早くということ、委員会審議ですので、あんまり時間を切るのはちょっと申しわけないんですけども、会議の都合上、10時35分に再開をいたしたいと思ひますので、できるだけ簡明にひとつお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、委員の方は議員控室の方へお願ひいたします。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時45分 再開)

佐々木議長 それでは、再開します。

請願第2号<国会に提出された「国際平和支援法案」及び「平和安全法制整備法案」は徹底審議の上、廃案にすることを求める意見書を国に提出してほしい旨の請願>、意見書第1号「安全保障法制」に関わる意見書（案）、及び意見書第2号「安全保障法制」に関する意見書（案）に対する総務産業建設常任委員会の審査が行われましたので、請願第2号、意見書第1号及び意見書第2号をそれぞれ日程に追加し、議事日程に上程いたしたいと存じます。

お諮りいたします。本日の議事日程に、請願第2号から意見書第2号を追加し、日程を変更して日程第21から日程第23として議題とすることにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、請願第2号から意見書第2号までを追加し、日程第21から日程第23とすることに決定いたしました。

ただいまより局長に日程を配付させます。

(日程配付)

佐々木議長 それでは、日程第21、請願第2号から日程第23、意見書第2号までを一括議題といたします。

これについて付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤清正総務産業建設常任委員長。

西澤清正総務

産業建設常任委員長 議長。

佐々木議長 西澤君。

西澤清正総務

産業建設常任委員長 それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

請願第2号、意見書第1号、意見書第2号……。

河合議員

ちょっと待って。今言うたように、請願と意見書が同時はおかしいんちゃうか、それ。請願と意見書は同じもんか。あんた、委員長やで、答えや、後ろ見てんと。議運委員長も出て、2人で話してみいや。請願と意見書は一緒ですか、どうですか。違うだろ、請願と意見書は。

佐々木議長 ちょっとすいません。県の方へ昨日、問い合わせたらしいですよ。それで、いけるということですので。

河合議員 請願なしに、意見書だけの提出はできるわけか。

佐々木議長 それは、ありますね。

西澤清正総務

産業建設常任委員長 それでは、請願第2号、意見書第1号、意見書第2号。総務産業建設常任委員会報告をいたします。

本日、6月19日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第2号<国会に提出された「国際平和支援法案」及び「平和安全法制整備法案」は徹底審議の上、廃案にすることを求める意見書を国に提出してほしい旨の請願>、意見書第1号「安全保障法制」に関わる意見書(案)、及び意見書第2号「安全保障法制」に関する意見書(案)について、今ほど委員5名が出席のもと審議を行いました。

請願第2号の審議については、質疑終了後、賛成討論の申し出があり、採決

の結果、賛成少数で不採択と決しました。

意見書第1号の審議については、質疑終了後、採決の結果、同数で委員長裁決で可決いたしました。

意見書第2号の審議については、質疑され、質疑終了後、賛成討論の申し出があり、採決の結果、同数で委員長裁決で否決と決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

佐々木議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

鈴木議員 議長、質疑。委員長報告に対する質疑。

佐々木議長 これより総務産業建設常任委員会委員長の報告について、質疑を行います。質疑は一括して行います。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 私、総務産業建設常任委員会で幾つかの提案をさせていただきました。その提案が、今の委員長報告の中では抜けておりましたので、詳細な説明をお願いいたします。

西澤清正総務
産業建設常任委員長 議長。

佐々木議長 西澤君。

西澤清正総務
産業建設常任委員長 鈴木議員からの質疑でございますが、今、鈴木議員からも2つをそこそこちゃんと合わせて一緒に出したらどうかというような意見もあり、そういう中でここに出してという意見もいろいろあり、採決の結果、そういうような状態になったということを報告します。

鈴木議員 議長、再質疑。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 私は、意見書第1号と第2号が例えば議論が進み連なって問題がはっきりしてきた、新3要件にも触れられています。それから、徹底審議、慎重審議にも触れられていることから、今のこの情勢の中で連日の報道の中で多くの議会で意見書の中身に違いはあれ、それぞれの議会で徹底審議、慎重審議の議会在たくさん上げられている中で、この豊郷町議会もそれらの中でやはり名誉ある地位を占めると、何らかの意思表示をするべきではないかという立場から意見書第1号、第2号の修正ができないかということを提案させていただきました。

それに対して、それはそれぞれの提案者の西澤博一氏ならびに今村恵美子さんに質問をいたしました。今の委員長の報告では、西澤氏の回答ならびに今村

氏の回答が抜けておりますので、報告をお願いします。

西澤清正総務

産業建設常任委員長 議長。

佐々木議長 西澤君。

西澤清正総務

産業建設常任委員長 今、そのことが抜けておるのは、申しわけございません。今その意見を西澤議員、また今村議員にお尋ねし、鈴木議員がいろいろ提案していただきました、両方ともうまいこといけないかなということで提案がございました。その中で、個々にいろいろな当者の意見がございます。そういう中でちょっと違うのかなということで、最終はそういう意見が出て、採決に至ったということでございます。

以上です。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 私の提案に対して、西澤博一氏は修正には応じられないと言われました。今村恵美子氏は、私どもの出した意見書の中身が取り上げられれば修正にはやぶさかではないと発言をされたと思うのですが、間違いがないかどうか委員長に確認をいたします。

西澤清正総務

産業建設常任委員長 議長。

佐々木議長 西澤君。

西澤清正総務

産業建設常任委員長 今、鈴木議員が言われたとおり、そういう意見がございまして、そのとおりでございます。

以上です。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより請願第2号の討論に入ります。

討論はありませんか。

鈴木議員 賛成討論。

佐々木議長 討論の申し出があります。

これより討論に入ります。賛成討論の発言を許します。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 請願第2号<国会に提出された「国際平和支援法案」及び「平和安全法制整備法案」は徹底審議の上、廃案にすることを求める意見書を国に提出してほしい旨の請願>に対する賛成討論を行います。

現国会に提出されている国際平和支援法案及び平和安全法制整備法案は、国会での審議が進めば進むほど、ますますそれらの法案が日本の国のあり方を大きく変え、日本を戦争する国に変えようとしている法案であることが明白になっていますが、6月4日に行われた衆議院の憲法審査会で、与党推薦の長谷部恭男早稲田大学教授は、集団的自衛権の行使が許されるという、その点について憲法違反だと述べ、小林節慶応大学名誉教授は、私も違憲と考えるとし、笹田栄司早稲田大学教授も定義を踏み越えてしまったところで、やはり違憲だと述べ、与野党から推薦された3人の学者全員が本法案は憲法違反と表明した事実は与党に大きな衝撃を与えました。

さらに、追い打ちをかけるように、元内閣法制局長の宮崎礼壹氏は、憲法を改正しない限り、集団的自衛権は認められない、今回はあまりにも乱暴と断言しています。

また、読売新聞の世論調査、安保法案の今国会成立については、5月の時点では反対が48%、賛成が34%でしたが、6月になると反対が59%、賛成が30%と、反対が大きく上回っています。これは、この法案が危険な法案であることが国民の間に浸透してきているからだと言えます。

弁護士会、演劇人、宗教界などさまざまな団体、個人から戦争法案反対の声が大きくなっています。私は今、真宗大谷派東光寺の門徒総代を務めておりますが、東本願寺はその同朋新聞で、立憲の精神を蹂躪する行為を絶対に認めるわけにはいかないとの声明を発表いたしております。

私は、このような法案は請願にあるとおり廃案するべきだと考え、賛成いたします。

佐々木議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

それでは、これより請願第2号を採決いたします。この請願に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は不採択であります。

請願第2号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

議員 (起立、少数)

佐々木議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択であります。
これより意見書第1号の討論に入ります。
討論はありませんか。

議 員

なし。

佐々木議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより意見書第1号を採決いたします。この請願に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務産業建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員

(起立、多数)

佐々木議長

起立多数であります。

よって、意見書第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより意見書第2号の討論に入ります。

討論はありませんか。

鈴木議員

議長、賛成討論。

佐々木議長

討論の申し出があります。

これより討論に入ります。賛成討論の発言を許します。

鈴木議員

議長。

佐々木議長

鈴木君。

鈴木議員

「安全保障法制」に関わる意見書第2号に対する賛成討論を行います。

平和法制法案の国会審議では、この法案が憲法9条を破壊するものであることが明白になりました。

1つは、これまでのテロ特別措置法、イラク特措法では、非戦闘地域とは現に戦闘行為が行われていないことと明記されていましたが、今回の平和法制法案では、その部分が削除されています。これは、戦闘行為が行われる可能性があるところに自衛隊があるのかとの質問に、安倍総理はそのとおりですと答弁をいたしました。自衛隊が相手から攻撃される可能性を認めています。さらに、自衛隊が攻撃されたどうするのかと問われた安倍首相は、自己保存型の武器を使用すると、自衛隊が武器を使用することも認めています。

2つ目は、PKO法改定法案に新たに自衛隊に治安維持などをさせる国連連携平和活動を追加いたしました。この問題について、アフガンで行った治安活動などを自衛隊にさせるのかと問われた安倍総理は、そういうことだと答えるなど、この法案が戦力の行使を禁じた憲法9条を幾重にも踏みにもじる違憲立法であることが明らかになりました。憲法9条との関係で、先ほども引用いた

しました憲法審査会で、長谷部氏は憲法9条との関係では、個別自衛権のみ許されるという9条の論理で、なぜ集団的自衛権が許されるのかと言い、小林節氏は、憲法9条第2項で海外での軍事活動をする法的資格を与えられていない、仲間の国を助けるために海外に戦争に行くのは9条違反だと言い放ち、笹田栄司氏は、これまではぎりぎりですべて保ってきたが、今回の法案でその一線を踏み越えてしまい、違憲だときっぱり断言をいたしております。憲法違反の平和法制法案は、本来は廃案にするべきだと私は考えますが、多くの国民にまだその実相が知らされていない現状で、徹底審議を行うべきと考え、意見書第2号に対する賛成討論といたします。

以上です。

佐々木議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより意見書第2号を採決いたします。この請願に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は否決であります。

意見書第2号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

議員 (起立、同数)

佐々木議長 起立5人です。同数でございますので、議長の判断で否決いたします。

日程第24、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会の委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とするこ

とに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。

それでは、本日の会議を閉じます。

これにて、平成27年6月第2回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時08分 閉会)